

半田市プロポーザル方式の実施に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市が発注する工事、委託等のうち、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の発注にあたり、提案を求めることにより、当該業務に最適な受託候補者を決定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 受託希望者を公募し、参加資格があると認めた者から提案を受け、最も相応しい受託候補者を選定する方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル方式 半田市指名審査等事務取扱要綱別表第1に規定する指名基準により、指名業者を選定し、提案を受け、最も相応しい受託候補者を選定する方式をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、提案者の専門性、技術力、経験、企画力、創造力、コンサルティング能力等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れることが期待される業務であって、価格のみによる競争がなじまないと判断されるものとする。

- (1) 行政計画等の調査立案業務など、複数の分野にまたがる広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とするもの
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な計算解析を伴う調査など、高度な知識や豊かな経験を必要とするもの
- (3) 記念品のデザインやモニュメントの製作など、象徴性、記念性、芸術性、独創性等が求められる業務で高度な技術力を必要とするもの
- (4) 業務運営やシステム開発など、高度な技術力と企画開発力等を必要とするもの
- (5) その他プロポーザル方式により受託候補者を決定することが適当と認められるもの

(参加資格要件等の審議等)

第4条 半田市指名審査等事務取扱要綱第2条の各号に該当する業務にプロポーザル方式を適用するときは、次のとおり指名審査会で審議し、決定するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式による場合、募集にあたっての参加資格要件
- (2) 指名型プロポーザル方式による場合、指名する業者の選定

2 前項に該当する場合を除き、設計金額が130万円を超える工事若しくは製造の請負又は予定金額が100万円を超えるその他契約についてプロポーザル方式を適用するときは、総務課長が、前項各号について決定するものとする。

(実施要領)

第5条 市長は、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合は、当該業務に係るプロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）を策定しなければならない。

2 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業名、事業場所及び事業概要
- (2) 参加資格要件

- (3) 担当部課等名
 - (4) 仕様書又は説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法
 - (5) プロポーザル参加表明書（様式第1）、提出方法、提出先及び提出期限
 - (6) 参加資格要件審査結果通知書（様式第2）に関する事項
 - (7) 提案書の様式、提出方法、提出先及び提出期限
 - (8) 説明会の日時及び場所（説明会を開催する場合に限る。）
 - (9) 質疑の提出方法、提出期限、提出先及び回答方法
 - (10) 審査方法、評価項目等
 - (11) 評価結果が同点となった場合の措置
 - (12) 公募から契約締結までのスケジュール
 - (13) 提案書に関する留意事項
 - (14) その他必要と認める事項
- 3 指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定する実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 事業名、事業場所及び事業概要
 - (2) 担当部課等名
 - (3) プロポーザル参加意思確認書（様式第3）、提出方法、提出先及び提出期限
 - (4) 提案書の様式、提出方法、提出先及び提出期限
 - (5) 説明会の日時及び場所（説明会を開催する場合に限る。）
 - (6) 質疑の提出方法、提出期限、提出先及び回答方法
 - (7) 審査方法、評価項目等
 - (8) 評価結果が同点となった場合の措置
 - (9) 指名から契約締結までのスケジュール
 - (10) 提案書に関する留意事項
 - (11) その他必要と認める事項
- 4 前2項の規定で定める様式は、実施要領の内容によって変更を加えることができる。
（審査委員会の設置）
- 第6条 市長は、受託候補者をプロポーザル方式により選定することとした場合は、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。
 - 3 委員会の委員長は、原則、発注担当課が所属する部（以下、「担当部」という。）の部長相当職以上の者を充てることとする。
 - 4 委員会の委員は、担当部の関係職員をもって組織する。なお、必要に応じて担当部以外の職員又は学識経験者等の外部の者を委員とすることができる。
 - 5 委員等は3名以上5名以内で選任するものとする。ただし、審査に高度な知識や専門性が必要なものについてはこれを超えて選任できるものとする。
 - 6 発注担当課は、提案者と委員との利害関係の有無について、審査の開始前までに各委員から聞き取り等により確認するなど、委員会の公正な運営に努めるものとする。
- （委員会の審査事項）
- 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。
- (1) 審査方法及び評価基準
 - (2) 提案書の内容
 - (3) 提案に係るプレゼンテーション

(4) その他必要と認める事項

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を行うことができない。

3 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(参加資格)

第9条 プロポーザル方式に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 半田市指名競争入札参加資格審査事務取扱要綱第2条に規定する指名競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者

(2) 次の期間において、引き続き、半田市指名審査等事務取扱要綱第6条に規定する指名停止の措置を受けていない者

ア. 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結日まで

イ. 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知書の送付日から契約締結日まで

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとする場合で、入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要があるときは、次の各号に掲げる書類を提出させること及び審査日までに入札参加資格の申請手続を済ませることで当該公募型プロポーザル方式に参加させることができる。この場合において、受託候補者は、契約締結までに入札参加資格者名簿に登録が完了していることとする。

(1) 法人にあつては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3））、個人にあつては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の2））

(2) 契約営業所所在地の県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

3 前2項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、実施要領に別で定めるものとする。

(実施要領の公表)

第10条 市長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとする場合は、実施要領を半田市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(参加表明書の提出)

第11条 市長は、実施要領において指定する日までに、公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者から、プロポーザル参加表明書及び必要書類（実施要領にて指定された場合に限る。）を提出させなければならない。

(参加表明者の参加資格要件の確認)

第12条 市長は、前条の規定に基づきプロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、第9条の規定に基づく参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。

(参加資格要件確認の通知)

第13条 市長は、参加表明者に対し、実施要領において指定する日までに、参加資格要件の確認結果を参加資格要件審査結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行うにあたり、参加資格要件が認められなかった参加表明者に対しては、参加資格要件が認められなかった旨及びその理由を説明するものとする。

(指名の通知)

第14条 市長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとする場合、指名審査会にて承認を得た指名業者に対し、第5条第3項により策定した実施要領を指名通知書

と同封することにより通知するものとする。

- 2 市長は、第5条第3項に規定する実施要領において指定する日までに、同通知を受けた業者の提案書の提出の意思を、プロポーザル参加意思確認書により確認しなければならない。
- 3 市長は、前項のプロポーザル参加意思確認書を提出しない者を提案書の提出の意思がない者とみなす。

(説明会の実施)

第15条 市長は、必要に応じて説明会を開催することができる。ただし、説明会を開催する場合には、競争が阻害されることがないように配慮をすること。

(提案書)

第16条 提案書の内容は、当該業務の評価項目等に照らしでできる限り簡潔なものとする。また、原則として、第5条の規定により策定された実施要領にて示されているもの以外の資料は受理しないものとする。

- 2 提出された提案書の内容変更等は、原則として認めないものとする。
- 3 提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。
- 4 提出された提案書は、返却しないものとする。
- 5 提出された提案書は、受託候補者の決定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

(参加資格の喪失)

第17条 参加資格要件が認められた者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、提案書が既に提出されている場合は無効とする。

(1) 第9条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- 2 前項の場合において、市長は、当該業者に対し、その業務に係る提案を行うことができない旨及びその理由を説明するものとする。

(提案者が1者の場合の対応)

第18条 提案者が1者のみとなった場合でも、競争性が確保され、受託候補者の選定に支障がないと委員会が認める場合は、その後の受託候補者の選定手続きを進めることができる。

(評価方法)

第19条 評価方法の設定にあたっては、次の各号に留意すること。

(1) 審査委員に対する評価の基準を明らかにするため、評価項目、評価基準、評価点及び評価方法を記載した評価基準表を作成すること。

(2) 評価項目は、提案書等により提出を求める内容に対して設定すること。

(3) 各評価項目の配点は、項目の重要度及び事業実施上の必要性から定めること。

(4) 各評価項目の合計点は100点以内で設定すること。ただし、評価に高度な知識や専門性が必要なものについてはこれを超えて設定できるものとする。

(5) 各評価項目の評価については、5段階評価で行うこと。ただし、評価内容が簡易なものについては3段階評価とすることもできる。

(6) 受託候補者の決定にあたっては、合格基準点を設けること。また、合格基準点は評価点の7割で設定すること。

(7) 採点の結果、提案者の評価点が合格基準点に満たない場合は、受託候補者の決定はできないものとする。

(結果の通知)

第20条 受託候補者を決定したときは、提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式第

4) にて結果を通知するものとする。

(情報公開の対応)

第21条 情報の開示請求があった場合には、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、公開となるため、次の各号に留意すること。

(1) 提出された提案書については、提案書の開示に係る意向申出書(様式第5)で、あらかじめ提案者に非開示を希望する情報を確認しておくこと。

(2) 前号によらない場合は、情報の開示請求に対応できるよう公開可能な提案内容の概要書を提案者に提出させること。

2 その他、プロポーザル方式に係る情報の基本的な公開基準については、別表のとおりとする。

(受託候補者の参加資格喪失に伴う次点者の繰り上げ)

第22条 受託候補者が第17条の規定により参加資格を喪失した場合、同条の規定に該当しない提案者のうちから、第7条に規定する審査による評価が次点の者で、かつ、第19条第6号に規定する合格基準点以上の者を受託候補者とすることができる。

(仕様の決定)

第23条 市長は、受託候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第24条 市長は、受託候補者と当該業務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により契約を締結するものとする。

(庶務)

第25条 委員会に係る庶務は、発注担当課において行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第21条関係）

プロポーザル方式情報公開基準

○：公開、△：一部非公開情報を含む（注1）、×：非公開

対象情報（例示）		契約締結前（注2）	契約締結後
提案	参加表明書（公募型）	×	○
	参加資格要件確認結果通知書	×	○
	指名業者名・参加表明者名	×	○
	技術提案書、その他提案に係る提出書類（※）	×	△
	提案内容概要書（作成させた場合に限る。）（※）	×	○
募集	実施要領・仕様書	○	○
審査委員会	審査委員会委員名	×	○
	議事要旨（作成した場合に限る。）（注3）	×	○
審査結果	受託候補者名	×	○
	提案者名（注4）	×	○
	得点表（注5）	×	△

※辞退者に係る情報は含まない。

（注1）個人情報及び提案者の正当な権利、利益を害するおそれがある情報は非公開とする。

（注2）契約締結前は半田市情報公開条例（昭和61年条例第6号）第6条第1項第4号に該当し、選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

（注3）議事要旨は、発言者が特定されない形で表記することとする。

（注4）申込順で公表することとする。ただし、提案者が2者以下の場合で、公開することで得点と受託候補者以外の提案者名が判明し、当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときは、受託候補者以外の提案者名を非公開とする。

（注5）得点表は審査委員及び受託候補者以外の提案者が特定できない形での公開とする。契約締結前であっても受託候補者決定後は、提案者に対し自己の審査結果を情報提供することができる。